

銚子運転区における業務妨害テレホ上げ=不当処分策動を糾弾する

日刊 動労千葉

86.2.21

No. 2173

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)九二五、六・(公衆)〇四七二二二〇七

当局は、動労千葉の2・15ストの過程で、「銚子で業務妨害があつた」とデッヂあげ、区長を「管理能力に問題がある」として更迭し、動労千葉に対する不当処分を画策している。われわれは断言する。

第一に、二月十五日、銚子運転区において「業務妨害」は一切なかつた。第二に、この策謀は、国鉄当局と動労革マルが結託する「いつものバターン」での動労千葉に対する組織破壊攻撃である。第三に、われわれは、この不当処分をもつてする動労千葉に対する組織破壊策動を粉碎し「62・4・1」分割・民営化阻止、十万人首切り攻撃粉碎へ断固闘いぬく！中曾根・杉浦・松崎は、このような不当処分攻撃で動労千葉の闘いをとめることができないことを知りあらう。

業務妨害は全くなかつた

人事課専横のデータラメな点呼

まず何よりも、「業務妨害」は全くなかつたことをはつきりさせなければならない。

問題の本質は、当局がスト拠点でもない外周三区（館山、勝浦、銚子）で、乗務員の点呼時に、「確認書」と称するスト破りのための保護願い文書を強制し、それが、当然にも、当該乗務員全員によつて拒否されたということである。

当直助役が、

- ① 何故に「確認書」が必要なのか。
- ② 何故に二月十五日だけ「確認書」を要求するのか。

③ 乗務士の任務に何の関係があるのか。

等々、乗務員からの質問に対し全く答えられず、区長、主席助役のみならず局課員までがシャシャり出てきて、「確認書」に署名捺印しなければ「否認にする」というガン迷極まる対応を繰り返し、いたずらに点呼を長びかせただけのことである。

労働組合として当然の行動――

銚子支部

出勤した各乗務員は、
① 所定列車に乗務する。スト拠点でもないのに
否認される根拠がない。

- ② 「確認書」とは何か説明せよ。
- ③ 他労組所属の乗務員と点呼のやり方を変えるのは不當ではないか。

ということについて、納得のいく説明を求めただけである。

動労千葉銚子支部は、乗務員の立場にたつて、当局の明確にロックアウトともいべき不當労働行為に対して、整然と対応し、解明を求めただけである。労働組合として当然のことである。
それが何で「業務妨害」なのか。われわれは、怒りをこめて糾弾するものである。

業務妨害・点呼妨害をしたのは当局自身である。われわれは、銚子運転区に警察権力を入れなければならぬような状況が何もないのを知りながら、権力の導入自体を目的化し、トカゲのシップ切りのように区長を更迭し、そうまでして動労千葉の組織破壊攻撃を強行しようとする当局を徹底糾弾して闘うこと明らかにする。